

第5章 各専門職の役割

1 医師

(1) 在宅における医師の役割

「かかりつけ医」として、住民の方の健康管理や日常的な疾患管理、通院が困難な方への往診及び訪問診療等を行います。

疾患の状態や体調により、処置・投薬を行い、入院や検査等、必要に応じて病院等への紹介を行います。

(2) 在宅療養支援診療所について

在宅療養支援診療所とは、在宅療養をされる方のために、その地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所のことです。

地方厚生(支)局長に届出て認可される病院・医院の施設基準のひとつです。

在宅療養支援診療所は、以下の項目を満たすこととなっております。

ア 患者を直接担当する医師または看護師が、患者およびその家族と24時間連絡を取れる体制を維持すること。

イ 患者の求めに応じて24時間往診の可能な体制を維持すること。

ウ 担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持すること。

エ 緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供がなされること。

オ 在宅療養について適切な診療記録管理がなされていること。

カ 地域の介護・福祉サービス事業所と連携していること。

キ 年に一回、在宅で看取(みとり)した方の人数を地方厚生(支)局長に報告すること。

自宅で療養する方が医療サービスを受けるにあたり、医師や病院を探したり様々な事業者と連絡を取り合ったりしなくてすむように、かかりつけ医として一元的に療養管理する責任を負うのが在宅療養支援診療所の役割です。

在宅療養支援診療所は、ご利用者の目線に立って活動します。

<日本訪問診療機構ホームページより引用>

(3) 強化型在宅療養支援診療所とは

地域において在宅医療を支える 24 時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24 時間 往診、訪問看護等を提供する診療所のことです。複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関（地域で複数の医療機関が連携して対応することも可能）が往診料や在宅における医学管理等を行った場合に高い評価を行う。（厚労省ホームページより引用）

(4) 在宅療養後方支援病院

在宅療養後方支援病院とは、地方厚生局長に届出て認可される 200 床以上の病院の施設基準のひとつです。在宅医療を提供している医療機関と連携し、あらかじめ緊急時の入院先とする希望を届け出ていた患者さんの急変時などに 24 時間体制で対応し、必要があれば入院を受け入れる病院です。（厚労省ホームページより引用）

(5) 在宅に関わる医師の協力体制

一般社団法人 茅ヶ崎医師会（以下「医師会」という。）では在宅医療のネットワークとして、医師会員の中で、一般診療を担うかかりつけ医の訪問診療・往診を「一次在宅医療」、かかりつけ医で一般診療を行い在宅療養支援診療所として行う訪問診療・往診を「二次在宅医療」、さらに、在宅専門診療所がおこなう訪問診療・往診を「三次在宅医療」として位置付け、かかりつけ医が在宅医療の主治医として訪問診療にあたり、在宅専門医は後方支援として在宅医療に従事することにしています。

さらに、茅ヶ崎寒川地区における在宅医療を推進していくための一つの方法として、一次在宅医療を拡充することを考え、在宅医療を担う医師会員が学会、旅行等で不在の時は、他の会員でバックアップする体制を検討し、茅ヶ崎市は 2 名、寒川町は 1 名のコーディネーター役の医師を配置しています。そして、バックアップが必要となった医師会員は、事前にコーディネーターの医師に直接連絡するか、医師会事務局に連絡し、コーディネーターの医師がかかりつけ医から詳細情報を聞き取り、直ちにバックアップを担当してくれる在宅医療機関を決めることになっています。茅ヶ崎・寒川地区は、人口に対して在宅療養支援診療所の数が県内でも高い水準となっており、これらの診療所がバックアップする構図となっています。

2 歯科医師

(1) 在宅における歯科医師の役割

口腔や歯に問題があり、歯科医院への通院が困難になった方々の相談を受け、必要に応じて訪問診療を行います。在宅療養者の口腔の問題は顕在化しにくく、また、摂食嚥下機能の低下が起こることも多く、早期発見・対処が必要です。さらに口腔内の衛生状態の悪化は、誤嚥性肺炎の原因ともなるため、定期的な口腔衛生管理が必要となります。かかりつけ歯科医師として訪問することで快適な口腔状態を保ち、最後まで口から食べることを支援することが期待されています。

(2) 歯科医の訪問診療内容

- ア 入れ歯の制作や調整
- イ 口腔内清掃指導
- ウ 虫歯の治療
- エ 食べ方や飲み方の訓練・指導
- オ 歯周病の治療
- カ その他（ブリッジの治療等）

(3) 相談窓口

(一般社団法人) 茅ヶ崎歯科医師会

「茅ヶ崎歯科医師会 在宅歯科医療地域連携室」

〒253—0042 茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目4番23号

TEL 0467—62—0983

訪問診療のお問い合わせ TEL 0467—62—0983

受付時間 平日9時～16時

(土日・年末年始・祝祭日除く)

3 薬剤師

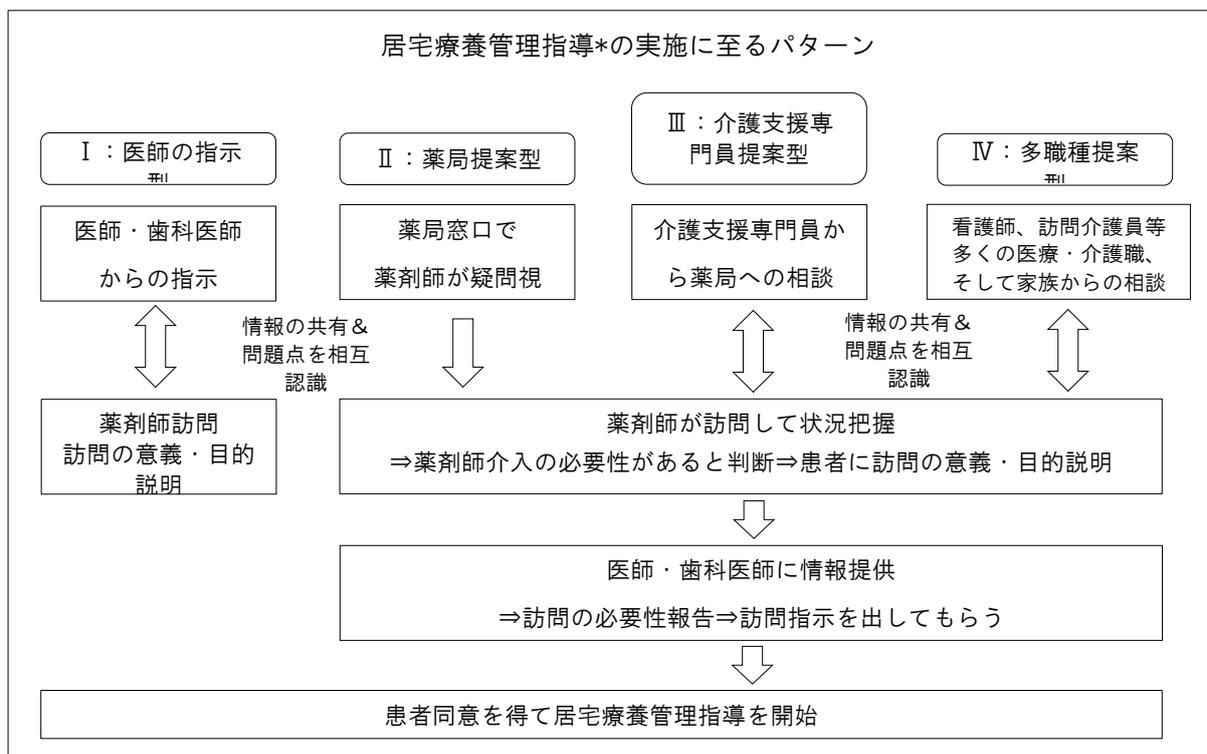
(1) 在宅における薬剤師の役割

薬剤師が患者宅を訪問する居宅療養管理指導*では、医師や歯科医師の指示に基づいた調剤を行い、薬剤を届けるとともに、以下の業務を行います。

- ア 患者または家族等への、薬剤の服用方法・使用方法等を説明し、服薬指導をします。
- イ 薬剤の保管方法や服薬状況を確認し、残薬や過不足薬を管理します。
- ウ 薬剤の重複投与や相互作用の回避、副作用等の早期発見、および処方医への連絡を行います。
- エ 個々の患者の状態に合わせた調剤上の工夫を検討・提案します。
例：OD錠への変更、錠剤の粉碎、簡易懸濁法（嚥下困難者）
一包化、お薬カレンダーの活用（飲み忘れ、飲み間違い防止）
- オ 薬剤の有効性に関するモニタリングを継続的に行い、必要に応じて使用薬剤・用法・用量等の情報を医師へ連絡します。
- カ 以上の患者状態・服薬状況を管理するため、薬剤服用歴（薬歴）、薬学的管理計画書を作成し、得られた情報を医師・ケアマネジャーへ報告（フィードバック）します。

(2) 薬剤師が在宅業務を開始するまでの流れ

薬剤師が居宅療養管理指導*を行うにあたり、医師や歯科医師からの指示の他に、様々なアプローチ方法があります。



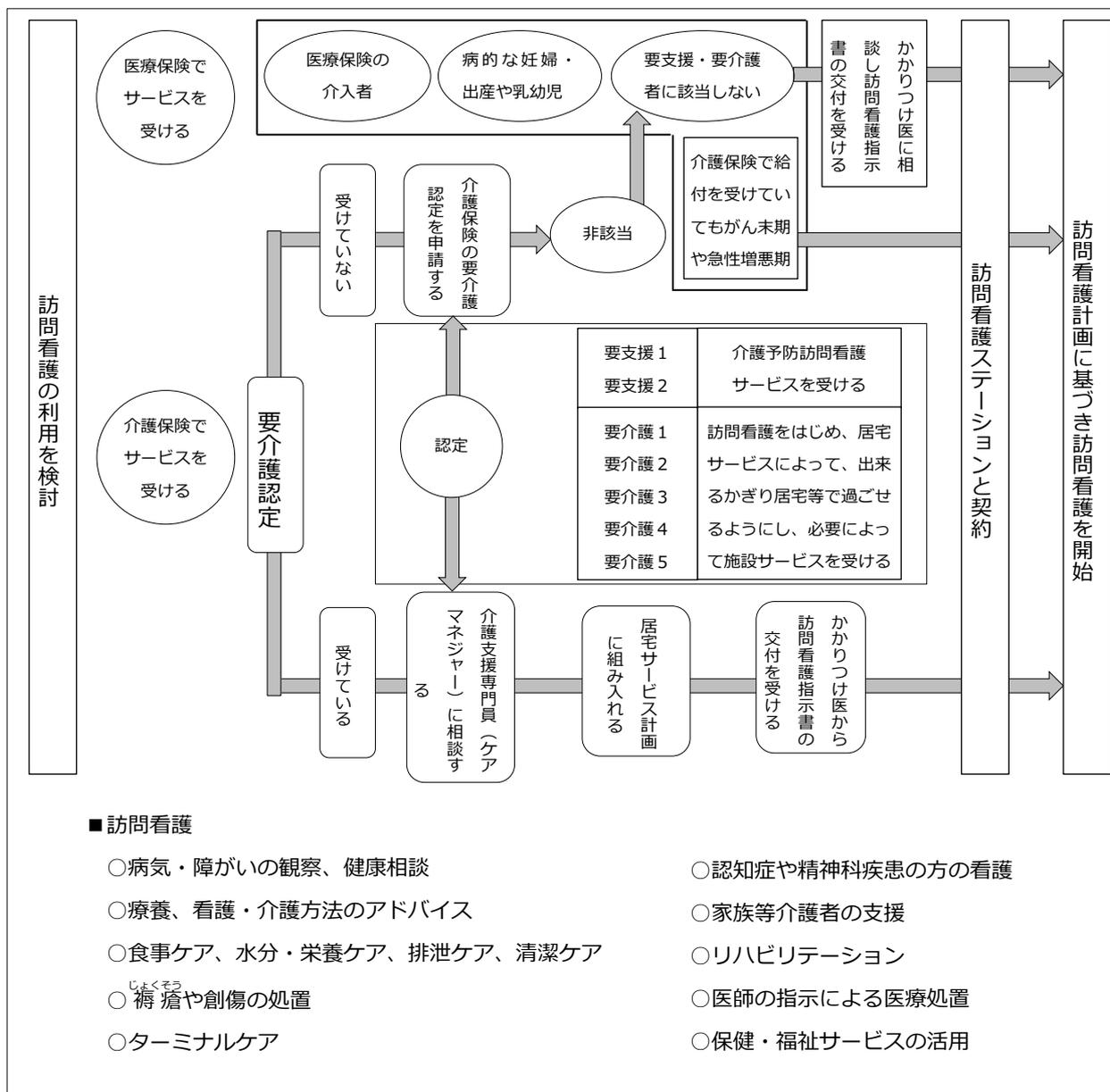
*要支援の場合＝予防居宅療養管理指導、医療保険の場合＝在宅患者訪問薬剤管理指導

4 看護師

(1) 訪問看護について

看護師等が家庭訪問して、病気や障がいのために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度や医療保険制度で利用できます。主治医の治療方針や介護保険の利用者はケアマネジャーのケアプランに沿って看護計画を立て、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。お申し込みについては訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネジャーにご相談ください。訪問看護をご利用になる場合は主治医の訪問看護指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションで交付されます。

(2) 訪問看護を利用するための流れ



5 リハビリテーション専門職（リハビリ専門職）

（1）訪問を担うリハビリ専門職の職種

理学療法士

- ・ PT:Physical Therapist
- ・ 運動療法や物理療法により機能や動作の回復を手助けする

作業療法士

- ・ OT:Occupational Therapist
- ・ 上肢の訓練や日常生活動作(ADL:Activities of Daily Living)を通して心身の回復を促す

言語聴覚士

- ・ ST:Speech Language Hearing Therapist
- ・ 言葉によるコミュニケーションや嚥下に問題のある人に対し、検査、評価、訓練、助言などを行って改善を促す

参考文献：「私たちの街で最期まで 求められる在宅医療の姿」日本在宅ケアアライアンス

（2）役割

主治医の指示のもと、リハビリ専門職が生活の場に出向いて生活機能の維持・向上等を図るものであり、あくまでもリハビリテーション医学の理念に基づき、障がい固定し重度の介護状態であっても、より安楽に、また、充実してその人らしく暮らす工夫、方法を専門的知識・技術・マインドを背景に助言、指導をおこなっていきます。

（3）利用方法

訪問リハビリを利用するには、医師の指示書が必要となり「医療保険」または「介護保険」で給付されます。また「介護保険」で利用する際、ケアプランが必要となります。医療機関から行うときは「訪問リハビリ」、訪問看護ステーションから行うときは「訪問看護」として給付されます。「訪問看護」は看護の一環としてリハビリ専門職が関わるため、看護師の定期訪問が必要となります。

6 管理栄養士・栄養士

(1) 管理栄養士・栄養士の役割

食事を通して健康をサポートする管理栄養士・栄養士は、次のような違いがあります。

管理栄養士

- ・ 管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格です。病気を患っている方、高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方等、一人ひとりに合わせて栄養相談や給食管理、栄養管理を行います。

栄養士

- ・ 栄養士は、都道府県知事の免許を受けた資格で、主に健康な方を対象にして栄養指導や給食の運営を行います。

(2) 栄養情報提供書について

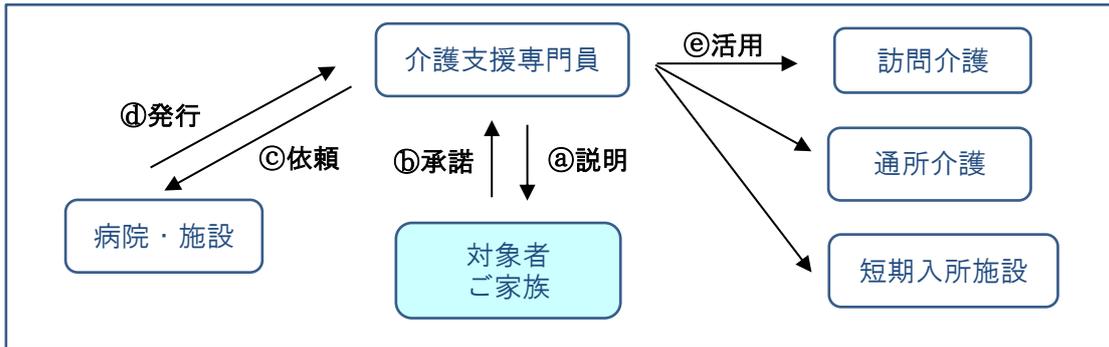
長期に療養する方が病院、施設、在宅など療養する場所を移動しても、切れ目なく、病状に合った食事をすることができるための一つのツールとして、「栄養情報提供書」があります。

「栄養情報提供書」は、食事の内容、形態、栄養状態など食生活に関する栄養ケア情報をまとめたもので、管理栄養士や栄養士が記載します。

管理栄養士や栄養士が配属されている病院や施設においては、退院（退所）時等に必要に応じて活用されていますが、管理栄養士や栄養士が配属されていない在宅へ戻る方に対しても、必要に応じて受け取ることができます。

栄養情報提供書 (Ver.1)									
氏名	男女	生年月日	年月日	年齢					
診断名	年月日発症								
誤嚥性肺炎	有	無	血液検査値	年月日	Alb	g/dl			
身長	cm (年月日)	BMI	義歯	有 ()	無				
退院時体重	kg (年月日)	体重減少	有	無	低栄養リスク	低	中	高	
栄養補給方法	経口	経管	静脈	経腸栄養剤の商品名					
指示栄養量	一般食 治療食 (糖尿病 腎臓病 肝臓病 胃潰瘍 貧血 脂質異常症) 嚥下訓練食 その他 () 塩分制限 有 () g 無								
エネルギー kcal	主食		米飯	粥	ペースト	酵素入ゲル化剤 使用 不使用			
蛋白質 g	(g)		その他 ()		商品名 ()				
水分 ml	お か ず		そのまま きざみ		ミキサー	ゼリー			
()	その他 ()								
()	学会分類2013		0j	0t	1j	2-1	2-2	3	4
()	汁 物		そのまま		ゼリー	とろみ	その他 ()		
()	トロミ剤使用		無	有	名称	使用量 (cc g)			
禁食対応・制限事項									
食事摂取状況	主食	割	食事時間	分					
	副食	割	補食	無	有 ()				
使用食器・器具	はし	小スプーン	大スプーン	小フォーク	大フォーク	その他 ()			
好きな食べ物	無	有 ()							
食物アレルギー	無	有 ()							
服薬による禁忌	無	有 ()							
コメント									
ご不明な点はご連絡くださいますようお願い申し上げます。 年月日記入									
施設名					記入者 管理栄養士				
連絡先 電話:					FAX:				

(3) 栄養情報提供書の利用方法



ア 対象者に栄養情報提供書の活用について説明し、承諾をいただってください。

(a~b)

イ 次の「栄養情報提供書窓口一覧」を参考に、病院又は施設に栄養情報提供書が必要な旨を連絡してください。栄養情報提供書が発行されます。

*対象病院や施設が、次の一覧にない場合は茅ヶ崎市保健所に相談してください。

必要な場合は、保健所から連絡をします。(c~d)

ウ 必要に応じて活用してください。(e)

<栄養情報提供書窓口一覧>

令和3年7月現在

病院（施設）名	窓口	連絡先	備考
茅ヶ崎市立病院	栄養科	52-1279	直通
医療法人社団康心会 湘南東部総合病院	栄養科	83-9111	
特定医療法人社団湘南健友会 長岡病院	医事課	53-1811	
医療法人社団朋友会 けやきの森病院	栄養課	74-5331	
医療法人社団康心会 湘南さくら病院	栄養科	54-2255	
医療法人社団康心会 茅ヶ崎中央病院	栄養科	86-6530	
医療法人社団康心会 茅ヶ崎新北陵病院	栄養科	53-4111	
宗教法人寒川神社 寒川病院	栄養給食科	75-6181	直通
医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院	地域医療支援室	58-1392	直通
医療法人社団康心会 ふれあいの丘	栄養科	54-8111	
特定医療法人社団湘南健友会 湘南の丘	相談室	51-5211	
介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	管理栄養士	57-2666	
介護老人保健施設 神恵苑	会計課	75-8677	
介護老人保健施設 ふれあいの渚	栄養科	84-6650	
介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎	栄養課	40-9001	
介護老人保健施設 ふれあいの百合	栄養科	84-6501	

※上記以外の病院や施設については、保健所にお問い合わせください。

7 歯科衛生士

作成元：一般社団法人 茅ヶ崎歯科医師会

(1) 役割

口腔や歯に問題があり、歯科医院への通院が困難になった方々の相談を受け、歯科衛生士による継続的な支援（歯ブラシや口腔ケア、保健指導）を歯科医師が必要と判断した場合、歯科医師の指示のもと歯科衛生士が訪問し、支援することができます。

(2) 利用方法

歯科医師に相談していただき、歯科衛生士による在宅での継続的な支援が必要と判断された場合、現状に合った医療保険・介護保険を利用し、訪問サービスを受けることができます。

(3) 相談窓口

「在宅歯科医療地域連携室」

〒253-0042 茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目4番23号

TEL 0467-62-0983

8 介護支援専門員（ケアマネジャー）

（1）役割

介護保険制度において要介護者等（要介護者・要支援者）やその家族からの相談に応じ、要介護者等（要介護者・要支援者）が心身の状況等に応じて、できる限り自立した生活を営むのに必要な援助に関する知識・技術を有する専門家として、介護を必要とされる方のために、「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されることを念頭に、市町村や医療従事者、サービス提供事業者等との連絡調整を行うことを主たる職務とし、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や居宅サービスの調整・管理を行います。

在宅介護を円滑に行う上で、「要介護者等やその家族と医療・介護のプロをつなぐ」という非常に大きな役割を担います。

（2）主な仕事の内容

ア 介護を必要とする人や家族の相談

イ ケアプランの作成

課題分析（アセスメント）によるニーズの抽出

- ・ 今までの生活状況、介護が必要になった理由、これからどのように暮らしたいか
- ・ 家族はどのような関わりが出来るのか、地域での関わり等

ウ サービス担当者会議の運営

エ 要介護認定等の代行申請

オ ケアプランの継続的な管理と再評価（モニタリング）

カ 関係機関との連携等

（医師やサービス事業者、包括、行政、家族、地域の関係者等）

キ 給付管理

ク 施設入所の相談

9 訪問介護員（ホームヘルパー）

（１）役割

介護福祉士その他の厚生労働省令で定める訪問介護員が、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を送れるように、身体介護・生活援助を行います。

（２）主な仕事の内容

ア 健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集、情報提供、サービス提供後の記録等

イ 身体介護

食事、服薬、口腔ケア、排泄、更衣、入浴、清拭、外出、移動、起床就寝、通所・ショートステイの送り出し迎え入れ等、身体に触れて行う介護、一緒に行う調整、自立を促す為の声掛け、生活の喚起を促す等の自立生活支援・重度化防止の為の見守りの援助、特段の専門的配慮を持って行う調整等

ウ 生活援助

掃除、洗濯、ベッドメイク、衣服の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り等の日常生活の援助等

10 社会福祉士

(1) 社会福祉士の役割

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行います。

(2) 社会福祉士の主な働く場所

社会福祉士の仕事の範囲や対象は多岐にわたります。

- ア 高齢福祉関係（地域包括支援センター等）
- イ 児童福祉関係（児童養護施設、母子生活支援施設等でのファミリーソーシャルワーカーや児童指導員）
- ウ 障がい福祉関係（障がい者支援施設等での生活指導員や生活相談員や支援相談）
- エ 病院等の医療機関（医療ソーシャルワーカー等）
- オ 福祉事務所や保健所等の行政機関
- カ その他（学校関係ではスクールソーシャルワーカー、成年後見制度の第三者後見人等、社会福祉士事務所を設立し独立して活躍されている方もいます）